

白河市議会会議規則の一部を改正する規則

白河市議会会議規則（平成17年白河市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「疾病、配偶者の出産補助その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第66条の見出し中「起立」を「採決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする議員を起立させ、起立」を「採決システムにより問題を可とする議員に賛成のボタンを押させ、賛成のボタンを押」に改め、同条第2項中「起立」を「賛成のボタンを押」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議長は、第1項及び第71条ただし書の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表決をとるときに問題を可とする議員を起立させ、起立した議員の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第71条中「起立」を「採決システム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年3月15日提出

理 由

議員の本会議欠席事由として育児や介護等を追加し、産前・産後の欠席することができる期間を定めるほか、採決システムによる表決（ボタンによる採決）の導入に伴い所要の改正を行うものです。